

盛岡広域振興局長告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年6月6日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 紫波郡紫波町北日詰字東ノ坊24番3、30番の一部、31番1、31番3の一部、31番4、36番1、36番2の一部、37番1、37番2の一部、55番及び71番並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡矢巾町医大通二丁目4番8号 株式会社くらしすた不動産